

大学改革推進等補助金（高等専門学校スタートアップ教育環境整備事業） 審査の観点等

「申請要件」を満たしていることを確認した上で、以下の「取組の観点等」も踏まえ、総合的に審査を行います。

（申請要件）

- ① アントレプレナーシップ教育や社会課題解決などの実践型教育に取り組む計画があること
- ② 学年・学科を問わず全学生が主体的に使える起業家工房の設置スペースを学内で確保すること
- ③ 高専生の卒業後の進路や活躍の状況を継続的にフォローする計画があること
- ④ 高専生のスタートアップに向けた活動等を持続的にサポートする仕組み（地域社会や企業等からの寄附獲得、クラウドファンディングの実施等）が計画されていること

（取組の観点等）

【申請取組の内容】

- ① 取組の戦略性
 - ・ 各高専の特色を踏まえ、スタートアップ人材育成に向けた戦略的な取組が構想されている。
 - ・ 高専生の主体的な活動や取組を支援する教育体制（指導者、スタッフ、高専卒業生等）の構築が計画されている。
 - ・ 高専間での連携した活動（高専生の共同事業等）が計画されている。
- ② 取組の具体的内容及び実現可能性
 - ・ 先輩起業家の指導・助言などにより、高専生に自らの能力・可能性を気付かせるような取組の工夫が計画されている。
 - ・ 学年・学科を超えて高専生が起業を含めて主体的に活動できるようなコミュニティ形成などの工夫が計画されている。
 - ・ 学内や地域において、高専生のチャレンジを促すためのプロジェクトや試作展示会などの機会が計画されている。
 - ・ アントレプレナーシップ教育の教材・コンテンツを他の高専と連携・共有することが計画されている。

③ 地域社会や産業界等との連携

- ・ 事業の実施にあたり、地域の産業界等と連携（地域課題の解決に資する社会実装教育への支援、試作品への評価、アドバイザーの派遣等）が計画されている。

④ その他

- ・ 事業実施による達成目標（定量的な指標等）が計画されている。